

第 7 0 4 号
平成24年12月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

告 示	番号	頁数
・ 放置自転車等の保管について	4 0 7	2
・ 公営企業の財務状況の公表について	4 0 8	2
・ 放置自転車等の保管について	4 0 9	26
・ 放置自転車等の保管について	4 1 0	26
・ 放置自転車等の保管について	4 1 1	26
・ 放置自転車等の保管について	4 1 2	27
・ 放置自転車等の保管について	4 1 3	27
・ 放置自転車等の保管について	4 1 4	27
・ 放置自転車等の保管について	4 1 5	28
・ 天理市流域関連公共下水道の事業計画の縦覧について	4 1 6	28
・ 放置自転車等の保管について	4 1 7	29
・ 放置自転車等の保管について	4 1 8	29
・ 国土調査法による地籍調査の実施について	4 1 9	29
・ 放置自転車等の保管について	4 2 0	30
・ 放置自転車等の保管について	4 2 1	30
・ 放置自転車等の保管について	4 2 2	30
・ 放置自転車等の保管について	4 2 3	31
・ 放置自転車等の保管について	4 2 4	31
・ 放置自転車等の保管について	4 2 5	32
・ 放置自転車等の保管について	4 2 6	32
・ 放置自転車等の保管について	4 2 7	32
・ 違反広告物の保管について	4 2 8	33
・ 放置自転車等の保管について	4 2 9	33
・ 平成24年度天理市一般会計補正予算（第4号）の要領について	4 3 0	34
・ 放置自転車等の保管について	4 3 1	36
・ 地縁による団体の認可について	4 3 2	36
・ 放置自転車等の保管について	4 3 3	36
・ 放置自転車等の保管について	4 3 4	37
・ 放置自転車等の保管について	4 3 5	37
・ 放置自転車等の保管について	4 3 6	38
・ 放置自転車等の保管について	4 3 7	38
・ 平成24年第4回天理市議会定例会の	4 3 8	38

招集について		
・ 公示送達について	4 3 9	39
・ 放置自転車等の保管について	4 4 0	39
・ 公示送達について	4 4 1	39
・ 放置自転車等の保管について	4 4 2	39
・ 放置自転車等の保管について	4 4 3	40
・ 放置自転車等の保管について	4 4 4	40
・ 放置自転車等の保管について	4 4 5	41
・ 放置自転車等の保管について	4 4 6	41
公 告	番号	頁数
・ 農地利用集積計画について	45	41
・ 天理市農業振興地域整備計画の変更について	46	42
教育委員会	番号	頁数
・ 定例教育委員会の招集について	13	42
農業委員会	番号	頁数
・ 農業委員会の招集について	12	42
選挙管理委員会	番号	頁数
・ 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録をした者の氏名を記載した書面の縦覧場所について	9	42
・ 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録をした者の氏名を記載した書面の縦覧場所について	10	42
・ 衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の場所について	11	43
・ 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場について	12	43
・ 選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について	13	43
・ 選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について	14	43
・ 衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所の場所について	15	44

・衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官 国民審査における期日前投票所の場 所について	16	44	・衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官 国民審査における開票管理者及びそ の職務を代理すべき者の選任につい て	20	45
・衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官 国民審査における本市開票区の場所 及び日時について	17	44	・衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官 国民審査における各投票区の投票管 理者及びその職務を代理すべき者の 選任について	21	45
・衆議院小選挙区選出議員選挙におけ る候補者の氏名及び当該候補者に係 る候補者届出政党の名称の掲示の順 序を定めるくじを行う場所及び日時 について	18	44	・衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官 国民審査における期日前投票所の投 票管理者及びその職務を代理すべき 者の選任について	22	45
・衆議院議員総選挙における投票立会 人として届出のあった者が10人を超 えるとき等におけるくじを行う場所 及び日時について	19	44			

告 示

(平成24年11月6日揭示済)

天理市告示第407号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年11月6日

天理市長 南 佳 策

- 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 移動日
平成24年11月6日
- 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 返還期間及び返還時間
 - 返還期間
平成24年11月6日から平成25年1月4日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 返還時に必要なもの
 - 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - 移動・保管費用(1台につき)
 - 移動費 2,000円
 - 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成24年11月7日揭示済)

天理市告示第408号

地方公営企業法第40条の2第1項の規定により、平成24年4月1日から平成24年9月30日までにける

本市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務状況を次のとおり公表する。

平成24年11月7日

天理市長 南 佳 策

平成24年度上半期天理市立病院事業報告書

(平成24年4月1日～平成24年9月30日)

1. 事業の概況

平成24年度上半期の病院事業の概況を報告いたします。

当病院では、自治体病院としての使命を果たすべく、地域住民に対する良質な医療の提供等、地域医療の確保・充実に努めるなかで、経営基盤の強化に向けた事業の効率化及び健全化に努めて参りました。

業務量につきましては、入院患者数は13,381人、外来患者数は35,650人となり、患者数合計は49,031人で、前年同期に比べ1,700人(3.4%)の減少となりました。

次に収益的収支の状況についてであります。収入総額975,715,498円に対して支出総額は843,956,981円となっており、上半期終了時点では、131,758,517円の当期純利益の計上となりました。

今後も事業の公共性と経済性の調和を図りながら、より効率的な事業運営に努めるとともに、一層充実した医療サービスを提供していきます。

2. 議会議決事項

(ア)平成23年度天理市立病院事業会計決算認定について (平成24年9月27日認定)

3. 職員に関する事項

(平成24年9月30日現在)

事務職員	技術職員	技能職員	計
10人	88人	5人	103人

4. 業務に関する事項

(1) 入院症患者数 (人)

診療科目 \ 月別	4	5	6	7	8	9	計
内 科	1,295	1,230	1,162	1,406	1,386	1,323	7,802
人工透析内科	206	209	130	59	59	71	734
外 科	368	329	339	348	238	173	1,795
整 形 外 科	247	246	205	195	146	153	1,192
小 児 科	17	14	21	60	14	56	182
産 婦 人 科	175	159	209	342	359	341	1,585
眼 科	0	0	0	0	0	0	0
耳鼻いんこう科	23	8	5	22	24	9	91
計	2,331	2,195	2,071	2,432	2,226	2,126	13,381
前 年 同 期	2,621	2,661	2,364	2,418	2,341	1,956	14,361
増 減	△ 290	△ 466	△ 293	14	△ 115	170	△ 980
対前年同期比	88.9%	82.5%	87.6%	100.6%	95.1%	108.7%	93.2%

(2) 外来症患者数 (人)

診療科目 \ 月別	4	5	6	7	8	9	計
内 科	2,894	2,993	3,538	3,112	3,029	3,010	18,576
人工透析内科	323	363	377	400	412	355	2,230
外 科	339	354	384	439	541	442	2,499
整 形 外 科	599	654	722	708	660	691	4,034
小 児 科	117	131	141	121	156	125	791
産 婦 人 科	455	474	666	622	579	508	3,304
眼 科	250	276	298	263	282	264	1,633
耳鼻いんこう科	476	466	518	375	381	367	2,583
計	5,453	5,711	6,644	6,040	6,040	5,762	35,650
前 年 同 期	5,882	5,906	6,275	6,222	6,054	6,031	36,370
増 減	△ 429	△ 195	369	△ 182	△ 14	△ 269	△ 720
対前年同期比	92.7%	96.7%	105.9%	97.1%	99.8%	95.5%	98.0%

(3) 事業収支に関する事項

収 入

科 目	平成24年度上半期 (円)	平成23年度上半期 (円)	比 較	
			増 減 (円)	比率 (%)
病院事業収益	975,715,498	987,054,975	△ 11,339,477	98.9
1 医 業 収 益	882,331,024	892,974,349	△ 10,643,325	98.8
2 医 業 外 収 益	93,384,474	94,080,626	△ 696,152	99.3
3 特 別 利 益	0	0	0	—

支 出

科 目	平成24年度上半期 (円)	平成23年度上半期 (円)	比 較	
			増 減 (円)	比率 (%)
病院事業費用	843,956,981	873,830,063	△ 29,873,082	96.6
1 医 業 費 用	832,679,507	861,859,665	△ 29,180,158	96.6
2 医 業 外 費 用	11,277,474	11,970,398	△ 692,924	94.2
3 特 別 損 失	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

5. 経理の状況

(1) 上半期の病院事業会計の予算執行状況は次のとおりです。

(ア) 収益的収入及び支出

収 入

科 目	予 算 現 額 (円)	上半期執行額 (円)	未執行額 (円)
病院事業収益	1,941,961,000	978,859,003	963,101,997
1 医 業 収 益	1,834,892,000	885,419,172	949,472,828
2 医 業 外 収 益	107,068,000	93,439,831	13,628,169
3 特 別 利 益	1,000	0	1,000

支 出

科 目	予 算 現 額 (円)	上半期執行額 (円)	未執行額 (円)
病院事業費用	1,941,961,000	855,450,808	1,086,510,192
1 医 業 費 用	1,904,444,000	844,158,844	1,060,285,156
2 医 業 外 費 用	36,396,000	11,291,964	25,104,036
3 特 別 損 失	821,000	0	821,000
4 予 備 費	300,000	0	300,000

(消費税及び地方消費税込み)

(イ) 資本的収入及び支出

収 入

科 目	予 算 現 額 (円)	上半期執行額 (円)	未執行額 (円)
資 本 的 収 入	96,050,000	20,704,225	75,345,775
1 企 業 債	55,000,000	0	55,000,000
2 補 助 金	41,048,000	20,704,225	20,343,775
3 固定資産売却代金	1,000	0	1,000
4 寄 附 金	1,000	0	1,000

支 出

科 目	予 算 現 額 (円)	上半期執行額 (円)	未執行額 (円)
資 本 的 支 出	127,930,000	38,972,945	88,957,055
1 建 設 改 良 費	58,000,000	3,675,000	54,325,000
2 企業債償還金	69,730,000	35,297,945	34,432,055
3 予 備 費	200,000	0	200,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 平成24年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりです。

企 業 債

内 訳	用 途	病 院 事 業 (円)
発 行 総 額		894,000,000
償 還 高	上 半 期 償 還 高	35,297,945
	償 還 高 累 計	508,017,111
未 償 還 残 高		385,982,889

平成24年度天理市立病院事業損益計算書

(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)

(単位 円)

1 医 業 収 益			
(1) 入 院 収 益	352,853,633		
(2) 外 来 収 益	300,699,717		
(3) その他医業収益	<u>228,777,674</u>	882,331,024	
2 医 業 費 用			
(1) 給 与 費	560,728,751		
(2) 材 料 費	88,279,969		
(3) 経 費	151,316,780		
(4) 減 価 償 却 費	31,315,000		
(5) 資 産 減 耗 費	0		
(6) 研 究 研 修	1,039,007		
(7) 臨床研修医負担金	<u>0</u>	<u>832,679,507</u>	
医 業 利 益			49,651,517
3 医 業 外 収 益			
(1) 受取利息配当金	16,690		
(2) 他会計補助金	91,511,775		
(3) 他会計負担金	0		
(4) 患者外給食収益	26,191		
(5) その他医業外収益	<u>1,829,818</u>	93,384,474	
4 医 業 外 費 用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	8,841,535		
(2) 繰延勘定償却	0		
(3) 患者外給食材料費	6,555		
(4) 負 担 金	2,424,204		
(5) 雑 損 失	0		
(6) 雑 支 出	<u>5,180</u>	<u>11,277,474</u>	<u>82,107,000</u>
経 常 利 益			131,758,517
5 特 別 利 益			
(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特 別 損 失			
(1) 過年度損益修正損	0		
(2) その他特別損失	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
当期純利益			131,758,517
前年度繰越欠損金			<u>1,238,032,512</u>
当期末処理欠損金			<u><u>1,106,273,995</u></u>

平成24年度天理市立病院事業貸借対照表

(平成24年9月30日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
ア 土 地		20,212,001	
イ 建 物	1,933,397,123		
減価償却累計額	<u>969,078,859</u>	964,318,264	
ウ 構 築 物	105,021,759		
減価償却累計額	<u>77,604,609</u>	27,417,150	
エ 器 械 備 品	906,602,866		
減価償却累計額	<u>829,432,933</u>	77,169,933	
オ 車 両	5,725,600		
減価償却累計額	<u>4,357,650</u>	1,367,950	
有形固定資産合計		<u>1,090,485,298</u>	
固定資産合計			1,090,485,298
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		110,866,125	
(2) 未 収 金		201,548,614	
(3) 有 価 証 券		0	
(4) 貯 蔵 品		5,418,862	
(5) 前 払 金		1,150,000	
(6) 前 渡 金		0	
(7) その他流動資産		<u>11,493,827</u>	
流動資産合計			330,477,428
3 繰 延 勘 定			
(1) 控除対象外消費税		6,127,476	
(2) 退職給与金		<u>0</u>	
繰延勘定合計			6,127,476
資産合計			<u>1,427,090,202</u>

負 債 の 部

4 固 定 負 債		
(1) 退職給与引当金	2,113,640	
(2) 修繕引当金	43,450	
固 定 負 債 合 計		2,157,090
5 流 動 負 債		
(1) 一時借入金	300,000,000	
(2) 未払金	74,591,409	
(3) 前受金	0	
(4) 預り金	15,711,774	
(5) その他流動負債	3,143,505	
流 動 負 債 合 計		393,446,688
負 債 合 計		395,603,778

資 本 の 部

6 資 本 金		
(1) 自己資本金	183,491,750	
(2) 借入資本金		
ア 企業債	385,982,889	
借入資本金合計	385,982,889	
資 本 金 合 計		569,474,639
7 剰 余 金		
(1) 資本剰余金		
ア 受贈財産評価額	0	
イ 補助金	1,555,085,780	
ウ 寄附金	13,200,000	
資本剰余金合計	1,568,285,780	
(2) 欠損金		
ア 前年度繰越欠損	1,238,032,512	
イ 当期純利益	131,758,517	
欠損金合計	1,106,273,995	
剰 余 金 合 計		462,011,785
資 本 合 計		1,031,486,424
負 債 資 本 合 計		1,427,090,202

平成24年度上半期天理市水道事業報告書
(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

上半期末の給水戸数は、前年同期に比べ88戸(0.4%)増加の23,127戸となりましたが、給水人口は、554人(0.8%)減少の68,286人となりました。また、有収水量も大口需要者の使用量が減少したことや、一般家庭の節水型家電の浸透、節水意識の向上等により、159,085 m^3 (3.4%)減少の4,550,666 m^3 となりました。

(建設改良)

建設改良工事としましては、川原坂町・丹波市町・豊井町・布留町地内での耐震補強基幹管路改良工事及び市内数箇所配水管の新設・改良工事を行いました。

(経理状況)

経理面につきましては、大口需要者の使用量が減少したこと等により、給水収益が前年同期に比べ47,557,810円(4.0%)減少の1,149,905,465円となりました。また、受託工事収益も20,448,250円減少し、当期収入合計は、前年同期に比べ68,103,830円(5.6%)減少の1,157,283,658円となりました。一方費用は、修繕費等が増加しましたが、受託工事費、受水費、減価償却費等が減少したことにより、前年同期に比べ86,376,710円(8.0%)減少の990,337,506円となりました。この結果上半期の損益収支は、166,946,152円の純利益となりました。

今後も引き続き効率的な事業運営を図り、「おいしくて安全な水の安定供給」を継続するために努力する所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
定 例 第 2 回	報 告 第 4 号	平成23年度天理市水道事業会計予算繰越計算書	H24. 06. 11
定 例 第 3 回	認定案第8号	平成23年度天理市水道事業会計決算認定について	H24. 09. 27

(3) 行政官庁認可事項

該当事項は、ありません。

(4) 職員に関する事項

平成24年9月30日現在（単位：人）

職 名	事務職員	技術職員	再任用職員	臨時職員	計
職員数	13	17	3	2	35

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項は、ありません。

2 工 事

上半期に施工した主な工事（消費税及び地方消費税込み）は、次のとおりです。

（契約金額100万円以上）

工 事 名	金 額（円）	備 考
（取水施設費） 柚之内浄水場及び豊井浄水場 井戸取水監視システム装置（PC）更新	2,625,000	
（配水管改良工事費） 岩屋町地内 道路改良工事（岩屋ヶ谷線） 水路改修に伴う水道管移設工事	1,169,700	
（23年度繰越 配水管改良工事費） 三島町地内 φ100～φ150mm配水管改良工事	22,376,550	
川原城町・丹波市町地内 耐震補強基幹管路改良工事（8）	98,723,100	
豊井町・布留町地内 耐震補強基幹管路改良工事（9）1期工事	56,281,050	
勾田町地内 道路改良工事（勾田橋本線）に伴う φ100mm配水管改良工事	4,744,950	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成24年度	平成23年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
9 月 末 給 水 人 口 (人)	68,286	68,840	△ 554	99.2
9 月 末 給 水 戸 数 (戸)	23,127	23,039	88	100.4
上 半 期 配 水 量 (m ³)	4,729,184	4,850,882	△ 121,698	97.5
上 半 期 有 収 水 量 (m ³)	4,550,666	4,709,751	△ 159,085	96.6
上半期有収水量率 (%) (上半期有収水量/上半期配水量)	96.2	97.1	△ 0.9 ポイント	

(2) 事業収入に関する事項

(単位：円)

事 項	平成24年度	平成23年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
水 道 事 業 収 益	1,157,283,658	1,225,387,488	△ 68,103,830	94.4
営 業 収 益	1,153,673,579	1,221,846,526	△ 68,172,947	94.4
営 業 外 収 益	3,610,079	3,540,962	69,117	102.0
特 別 利 益	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位：円)

事 項	平成24年度	平成23年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
水 道 事 業 費 用 (うち、繰越分)	990,337,506 0	1,076,714,216 31,896,000	△ 86,376,710 △ 31,896,000	92.0 0.0
営 業 費 用 (うち、繰越分)	921,958,787 0	1,003,345,257 31,896,000	△ 81,386,470 △ 31,896,000	91.9 0.0
営 業 外 費 用	68,290,719	73,367,969	△ 5,077,250	93.1
特 別 損 失	88,000	990	87,010	8,888.9
予 備 費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益の収入及び支出

(単位：円)

	科 目	予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	水道事業収益	2,563,683,000	1,204,979,632	1,358,703,368
	営業収益	2,555,600,000	1,201,354,248	1,354,245,752
	営業外収益	8,081,000	3,625,384	4,455,616
	特別利益	2,000	0	2,000
支 出	水道事業費用	2,550,467,000	1,013,069,560	1,537,397,440
	営業費用	2,370,047,000	944,685,520	1,425,361,480
	営業外費用	176,098,000	68,291,641	107,806,359
	特別損失	3,322,000	92,399	3,229,601
	予備費	1,000,000	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本の収入及び支出

(単位：円)

	科 目	予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	水道事業資本の収入	201,524,000	20,484,750	181,039,250
	負担金	52,104,000	0	52,104,000
	分担金	39,285,000	15,093,750	24,191,250
	固定資産売却代金	10,000	0	10,000
	補助金	10,781,000	5,391,000	5,390,000
	投資償還金	99,344,000	0	99,344,000
支 出	水道事業資本の支出 (うち、繰越分)	1,429,333,400 416,120,400	412,499,314 213,396,350	1,016,834,086 202,724,050
	建設改良費 (うち、繰越分)	825,315,400 416,120,400	261,786,319 213,396,350	563,529,081 202,724,050
	企業債償還金	304,018,000	150,712,995	153,305,005
	投資	300,000,000	0	300,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企 業 債

(単位：円)

前 期 末 残 高	当 期 借 入 高	当 期 償 還 高	当 期 末 残 高
4,178,179,357	0	150,712,995	4,027,466,362

ロ 一時借入金

(単位：円)

前 期 末 残 高	当期借入残高最高額	当 期 末 残 高
0	0	0

平成24年度 上半期天理市水道事業損益計算書

(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,149,905,465		
(2) 受託工事収益	3,060,750		
(3) その他営業収益	<u>707,364</u>	1,153,673,579	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	428,662,379		
(2) 配水及び給水費	76,160,588		
(3) 受託工事費	2,535,000		
(4) 総係費	77,264,197		
(5) 減価償却費	337,275,000		
(6) 資産減耗費	61,178		
(7) その他営業費用	<u>445</u>	<u>921,958,787</u>	
営業利益			231,714,792
3 営業外収益			
(1) 受取利息	680,566		
(2) 他会計補助金	2,623,000		
(3) 雑収益	<u>306,513</u>	3,610,079	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	68,162,241		
(2) 雑支出	<u>128,478</u>	<u>68,290,719</u>	<u>△64,680,640</u>
経常利益			167,034,152
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	0		
(2) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	0		
(2) 過年度損益修正損	<u>88,000</u>	<u>88,000</u>	<u>△88,000</u>
当期純利益			166,946,152
前年度繰越利益剰余金			<u>282,217,204</u>
当期末処分利益剰余金			<u><u>449,163,356</u></u>

平成24年度 上半期天理市水道事業貸借対照表

(平成24年9月30日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 土 地		521,275,477	
ロ 建 物	1,389,688,954		
減価償却累計額	<u>469,584,409</u>	920,104,545	
ハ 構 築 物	20,389,635,028		
減価償却累計額	<u>9,439,054,784</u>	10,950,580,244	
ニ 機 械 及 び 装 置	4,905,201,615		
減価償却累計額	<u>3,729,545,421</u>	1,175,656,194	
ホ 車両及び運搬具	27,214,573		
減価償却累計額	<u>23,761,885</u>	3,452,688	
ヘ 工具、器具及び備品	92,753,925		
減価償却累計額	<u>75,595,468</u>	17,158,457	
ト 量 水 器	78,221,262		
減価償却累計額	<u>38,581,605</u>	39,639,657	
チ 建設仮勘定		<u>293,405,264</u>	
有形固定資産合計			13,921,272,526
(2) 投 資			
イ 投資有価証券		<u>794,399,000</u>	
投資合計			<u>794,399,000</u>
固定資産合計			14,715,671,526
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		1,730,460,176	
(2) 未 収 金		360,947,583	
(3) 貯 蔵 品		5,808,561	
(4) その他流動資産		<u>316,954,392</u>	
流動資産合計			<u>2,414,170,712</u>
資 産 合 計			<u>17,129,842,238</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 退職給与引当金	573,089,207	
(2) 修繕引当金	<u>381,808,101</u>	
固定負債合計		954,897,308

4 流動負債

(1) 未払金	88,343,309	
(2) 前受金	29,618,400	
(3) 預り金	95,053,850	
(4) その他流動負債	<u>48,414,724</u>	
流動負債合計		<u>261,430,283</u>
負債合計		1,216,327,591

資本の部

5 資本金

(1) 自己資本金	4,697,768,666	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>4,027,466,362</u>	
借入資本金合計	<u>4,027,466,362</u>	
資本金合計		8,725,235,028

6 剰余金

(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	47,568,498	
ロ 工事負担金	2,281,973,985	
ハ 分担金	1,966,770,063	
ニ 国庫補助金	947,403,797	
ホ 寄附金	<u>1,495,399,920</u>	
資本剰余金合計		6,739,116,263
(2) 利益剰余金		
イ 当期末処分利益剰余金	<u>449,163,356</u>	
利益剰余金合計	<u>449,163,356</u>	
剰余金合計		<u>7,188,279,619</u>
資本合計		<u>15,913,514,647</u>
負債資本合計		<u>17,129,842,238</u>

平成24年度上半期天理市下水道事業報告書

(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

上半期末の排水戸数は、下水道事業の整備が進み、前年同期に比べ234戸(1.2%)増加の19,469戸となりました。また、排水量は一般家庭の節水型家電の浸透、節水意識の向上等により91,612㎡(2.1%)減少の4,316,031㎡となりました。

(建設改良)

建設拡張工事としましては、遠田町地内で汚水管布設工事を行い、区画整理事業に伴う田部町の汚水管布設工事を行っています。

また、公共樹の設置工事を市内各地で行いました。

(経理状況)

経理面につきましては、下水道使用料収入は前年同期に比べ19,906,130円(3.0%)減少の635,045,336円となりましたが、他会計補助金が54,928,500円、県補助金が33,000,000円、他会計負担金が6,548,231円増加したことにより、当期収入合計は、前年同期に比べ75,695,717円(6.0%)増加の1,327,474,500円となりました。一方費用は、雨水ポンプ場費、支払利息等が減少したことにより、前年同期に比べ9,484,332円(0.7%)減少の1,255,476,350円となりました。この結果、上半期の損益収支は、71,998,150円の純利益となりました。

今後一層の経営努力により経費削減に努め、下水道の普及を推進する所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
定 例 第 2 回	報 告 第 5 号	平成23年度天理市下水道事業会計予算繰越計算書	H24. 06. 11
定 例 第 3 回	認 定 案 第 9 号	平成23年度天理市下水道事業会計決算認定について	H24. 09. 27

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	件名	申請先	許可等年月日
平成24年4月6日	平成24年度社会資本整備総合交付金交付申請	国土交通大臣	平成24年4月6日

(4) 職員に関する事項

平成24年9月30日現在（単位：人）

職名	事務職員	技術職員	再任用職員	計
職員数	4	7	1	12

(5) 使用料金その他利用条件の設定、変更に関する事項

該当事項は、ありません。

2 工 事

上半期に施工した主な工事（消費税及び地方消費税込み）は、次のとおりです。

（契約金額100万円以上）

工 事 名	金 額（円）	備考
（公共下水道整備費 樹設置費） 二階堂上ノ庄町地内汚水樹設置工事	1,197,000	
（特定環境保全公共下水道整備費 管渠整備費） 遠田町地内汚水管布設工事	6,241,200	
（23年度繰越 公共下水道整備費 管渠整備費） 田部町地内汚水管布設工事	3,841,950	
（23年度繰越 特定環境保全公共下水道整備費 樹設置費） 庵治町地内汚水樹設置工事	1,696,800	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成24年度	平成23年度	比 較	
			増 減	比 率(%)
9 月 末 排 水 戸 数 (戸)	19,469	19,235	234	101.2
上 半 期 排 水 量 (㎡)	4,316,031	4,407,643	△ 91,612	97.9

(2) 事業収入に関する事項

(単位：円)

事 項	平成24年度	平成23年度	比 較	
			増 減	比 率(%)
下 水 道 事 業 収 益	1,327,474,500	1,251,778,783	75,695,717	106.0
営 業 収 益	665,924,154	679,363,003	△ 13,438,849	98.0
営 業 外 収 益	661,550,346	572,415,780	89,134,566	115.6
特 別 利 益	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位：円)

事 項	平成24年度	平成23年度	比 較	
			増 減	比 率(%)
下 水 道 事 業 費 用	1,255,476,350	1,264,960,682	△ 9,484,332	99.3
営 業 費 用	955,908,005	949,900,706	6,007,299	100.6
営 業 外 費 用	299,534,415	315,059,976	△ 15,525,561	95.1
特 別 損 失	33,930	0	33,930	—
予 備 費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益の収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	下 水 道 事 業 収 益	2,667,827,000	1,353,709,010	1,314,117,990
	営 業 収 益	1,380,029,000	692,156,861	687,872,139
	営 業 外 収 益	1,287,797,000	661,552,149	626,244,851
	特 別 利 益	1,000	0	1,000
支 出	下 水 道 事 業 費 用	2,685,447,000	1,270,622,903	1,414,824,097
	営 業 費 用	2,042,781,000	971,052,863	1,071,728,137
	営 業 外 費 用	640,372,000	299,534,415	340,837,585
	特 別 損 失	1,294,000	35,625	1,258,375
	予 備 費	1,000,000	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本的収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	下水道事業資本的収入	593,200,000	225,884,000	367,316,000
	(うち、繰越分)	9,935,000	0	9,935,000
	企 業 債	64,100,000	0	64,100,000
	負 担 金	48,117,000	2,377,600	45,739,400
	補 助 金	465,930,000	221,497,500	244,432,500
	(うち、繰越分)	9,935,000	0	9,935,000
	長期貸付金回収金	5,053,000	2,008,900	3,044,100
支 出	その他資本的収入	10,000,000	0	10,000,000
	下水道事業資本的支出	1,657,454,750	755,634,557	901,820,193
	(うち、繰越分)	25,677,750	5,798,100	19,879,650
	建 設 改 良 費	188,757,750	35,413,327	153,344,423
	(うち、繰越分)	25,677,750	5,798,100	19,879,650
	長 期 貸 付 金	10,000,000	1,900,000	8,100,000
	企 業 債 償 還 金	1,453,599,000	718,321,230	735,277,770
	その他資本的支出	5,098,000	0	5,098,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企 業 債

(単位：円)

前 期 末 残 高	当 期 借 入 高	当 期 償 還 高	当 期 末 残 高
25,562,265,630	0	718,321,230	24,843,944,400

ロ 一時借入金

(単位：円)

前 期 末 残 高	当期借入残高最高額	当 期 末 残 高
0	0	0

平成24年度 上半期天理市下水道事業損益計算書

(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

事業収入		事業費用		収入超過額		費用超過額		経常利益		特別利益		特別損失		当期純利益		前年度繰越欠損金		当期末処理欠損金	
1 営業収益																			
(1) 下水道使用料	635,045,336																		
(2) 他会計負担金	30,735,918																		
(3) その他営業収益	142,900																		
2 営業費用																			
(1) 管渠費	20,076,794																		
(2) 農業集落排水施設維持費	4,828,057																		
(3) 用水ポンプ場費	548,012																		
(4) 流域下水道維持管理負担金	266,783,514																		
(5) 業務費	14,936,448																		
(6) 総係費	39,128,180																		
(7) 減価償却費	609,607,000																		
営業損失																			
3 営業外収益																			
(1) 受取利息	453,669																		
(2) 他会計補助金	627,265,500																		
(3) 果補助金	33,000,000																		
(4) 雑収益	831,177																		
4 営業外費用																			
(1) 支払利息	299,534,415																		
(2) 雑支出	0																		
経常利益																			
5 特別利益																			
(1) 過年度損益修正益	0																		
6 特別損失																			
(1) 過年度損益修正損	33,930																		
当期純利益																			
前年度繰越欠損金																			
当期末処理欠損金																			

平成24年度 上半期天理市下水道事業貸借対照表

(平成24年9月30日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		137,328,938	
ロ 建 物	190,958,037		
減価償却累計額	<u>11,082,675</u>	179,875,362	
ハ 構 築 物	42,428,308,449		
減価償却累計額	<u>2,619,296,351</u>	39,809,012,098	
ニ 機 械 及 び 装 置	1,277,299,688		
減価償却累計額	<u>160,319,254</u>	1,116,980,434	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	212,835		
減価償却累計額	<u>202,194</u>	10,641	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	231,705		
減価償却累計額	<u>217,201</u>	14,504	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>47,299,749</u>	
有形固定資産合計			41,290,521,726

(2) 無形固定資産

イ 地 上 権		176,102	
ロ 電 話 加 入 権		260,000	
ハ 施 設 利 用 権		<u>2,013,791,847</u>	
無形固定資産合計			2,014,227,949

(3) 投 資

イ 長 期 貸 付 金		8,486,660	
ロ 基 金		<u>41,404,440</u>	
投 資 合 計			<u>49,891,100</u>

固 定 資 産 合 計

43,354,640,775

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		730,265,086	
(2) 未 収 金		275,896,550	
(3) その他流動資産		<u>37,349,231</u>	

流 動 資 産 合 計

1,043,510,867

資 産 合 計

44,398,151,642

負債の部			
3 固定負債			
(1) 退職給与引当金		23,330,117	
固定負債合計			23,330,117
4 流動負債			
(1) 未払金		27,458,912	
(2) 預り金		120,511,156	
(3) その他流動負債		26,234,510	
流動負債合計			174,204,578
負債合計			197,534,695
資本の部			
5 資本金			
(1) 自己資本金		3,113,682,326	
(2) 借入資本金			
イ 企業債	24,843,944,400		
借入資本金合計		24,843,944,400	
資本金合計			27,957,626,726
6 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	1,937,528,231		
ロ 受益者負担金	364,440,669		
ハ 国庫補助金	11,326,111,906		
ニ 県補助金	1,336,897,857		
ホ 他会計補助金	1,465,000,077		
ヘ 他会計負担金	67,478,082		
資本剰余金合計		16,497,456,822	
(2) 欠損金			
イ 当期末処理欠損金	254,466,601		
欠損金合計		254,466,601	
剰余金合計			16,242,990,221
資本合計			44,200,616,947
負債資本合計			44,398,151,642

(平成24年11月7日揭示済)

天理市告示第409号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年11月7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年11月7日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年11月7日から平成25年1月5日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年11月8日揭示済)

天理市告示第410号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年11月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年11月8日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年11月8日から平成25年1月6日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年11月9日揭示済)

天理市告示第411号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年11月9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年11月9日
- 3 移動対象区域

近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年11月9日から平成25年1月7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成24年11月12日揭示済）

天理市告示第412号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年11月12日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成24年11月12日

3 移動対象区域

天理市合場町39番地1先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年11月12日から平成25年1月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成24年11月12日揭示済）

天理市告示第413号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年11月12日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年11月12日

3 移動対象区域

近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年11月12日から平成25年1月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成24年11月13日揭示済）

天理市告示第414号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年11月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年11月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年11月13日から平成25年1月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成24年11月14日揭示済）

天理市告示第415号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年11月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年11月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年11月14日から平成25年1月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成24年11月15日揭示済）

天理市告示第416号

天理市流域関連公共下水道の事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公示し、当該事業計画の案を縦覧に供する。

平成24年11月15日

天理市長 南 佳 策

1. 下水道の名称 天理市流域関連公共下水道
2. 変更に係る予定処理区域
天理市
田部町・喜殿町・萱生町・佐保庄町・三昧田町・蔵之庄町・園原町・柳本町・杣之内町
中之庄町・岸田町・竹之内町・滝本町・東井戸堂町
3. 工事着手の年月日 昭和43年9月20日
4. 変更に係る工事の完成予定年月日 平成30年3月31日
5. 縦覧場所 天理市上下水道局下水道課
6. 縦覧期間 平成24年11月15日～平成24年11月29日

7. 意見書の提出要領

この事業計画案について、意見書を提出しようとする者は、本案について意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所氏名を併記した文書1通を天理市長宛てとして平成24年11月28日までに上下水道局下水道課へ提出して下さい。

(平成24年11月15日揭示済)

天理市告示第417号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年11月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年11月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年11月15日から平成25年1月13日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年11月15日揭示済)

天理市告示第418号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年11月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年11月15日
 - 3 移動対象区域
天理市富堂町305番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年11月15日から平成25年1月13日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年11月16日揭示済)

天理市告示第419号

国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

平成24年11月16日

天理市長 南 佳 策

1. 国土調査として事業計画が公示された年月日 平成24年11月13日

2. 調査を実施する者の名称 天理市
3. 調査地域 天理市三島町の一部の地域
4. 調査期間 平成24年11月16日から平成25年 3 月29日まで

(平成24年11月16日揭示済)

天理市告示第420号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成24年11月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年11月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年11月16日から平成25年 1 月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成24年11月16日揭示済)

天理市告示第421号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成24年11月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年11月16日
 - 3 移動対象区域
天理市庵治町56番地 1 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年11月16日から平成25年 1 月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成24年11月16日揭示済)

天理市告示第422号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成24年11月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成24年11月16日

3 移動対象区域

天理市前栽町163番地先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年11月16日から平成25年1月14日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年11月19日揭示済)

天理市告示第423号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年11月19日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年11月19日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年11月19日から平成25年1月17日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年11月20日揭示済)

天理市告示第424号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年11月20日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年11月20日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年11月20日から平成25年1月18日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年11月20日揭示済)

天理市告示第425号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年11月20日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成24年11月20日

3 移動対象区域

天理市二階堂上ノ庄町345番地1先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年11月20日から平成25年1月18日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年11月20日揭示済)

天理市告示第426号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年11月20日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成24年11月20日

3 移動対象区域

天理市岩室町495番地1先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年11月20日から平成25年1月18日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年11月21日揭示済)

天理市告示第427号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年11月21日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日
平成24年11月21日
- 3 移動対象区域
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年11月21日から平成25年１月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前９時から午後６時まで
- (以下 略)

(平成24年11月22日揭示済)

天理市告示第428号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成24年11月22日

天理市長 南 佳 策

整理 番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	ヨシエビル	立看板	4	櫛本町	H24.9.10	H24.9.10	市役所地下 駐車場
2	アパマンショップ	はり札	10	櫛本町	H24.9.13	H24.9.13	
		のぼり	4	櫛本町			
3	不動産 (090-1962-5566)	立看板	1	二階堂北菅田町	H24.11.20	H24.11.20	
4	メモリーホーム	はり札	2	川原城町			
5	三貴ホームサービス	はり札	1	川原城町			
6	エターナル住宅流通	立看板	1	杉本町			
7	宮本農園	立看板	1	中之庄町			
8	ぶどう・なし直売	立看板	3	和爾町			
9	ぶどう	のぼり	1	櫛本町			
10	なし	のぼり	2	櫛本町			
11	宅急便（ぶどう）	のぼり	4	櫛本町			
12	営業中	のぼり	1	櫛本町			
13	ぶどう直売所	のぼり	1	櫛本町			
14	横幕（ぶどう）	のぼり	1	櫛本町			
15	シバ・サンホーム	はり札	1	長柄町			
16	タケソー不動産	はり札	1	長柄町			
17	ソリューションホーム	のぼり	1	柳本町			

連絡先 天理市建設部まちづくり計画課 0743 - 63 - 1001（内線330）

(平成24年11月22日揭示済)

天理市告示第429号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年11月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年11月22日
- 3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年11月22日から平成25年1月20日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年11月22日揭示済)

天理市告示第430号

平成24年11月16日付けで専決を行った、平成24年度天理市一般会計補正予算(第4号)の要領は、次のとおりである。

平成24年11月22日

天理市長 南 佳 策

平成24年度天理市一般会計補正予算(第4号)

平成24年度天理市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,430千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,994,505千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		千円 1,354,843	千円 30,430	千円 1,385,273
	3 委託金	97,326	30,430	127,756
歳 入 合 計		24,964,075	30,430	24,994,505

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 4,712,542	千円 30,430	千円 4,742,972
	4 選挙費	20,466	30,430	50,896
歳 出 合 計		24,964,075	30,430	24,994,505

(平成24年11月26日揭示済)

天理市告示第431号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年11月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年11月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年11月26日から平成25年1月24日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年11月26日揭示済)

天理市告示第432号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を下記のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成24年11月26日

名 称	九条町筑紫自治会
規 約 に 定 め る 目 的	・回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 ・美化・清掃等区域内の環境の整備 ・集会施設の維持管理 ・共同墓地の維持管理
区 域	天理市九条町206番1、215番から224番1、231番、 247番1から268番1、304番から446番1、522番から 648番、807番1から810番1、813番から816番までの 区域とする。
主 た る 事 務 所	天理市九条町813番地
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	中嶋勝昭 天理市九条町398番地
裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)	なし
代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)	なし
規約に解散の事由を定めたときは、その事由	・地方自治法第260条の20の規定により解散する。 ・総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
認 可 年 月 日	平成24年11月26日

(平成24年11月27日揭示済)

天理市告示第433号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年11月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年11月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年11月27日から平成25年１月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前９時から午後６時まで
- (以下 略)

(平成24年11月27日揭示済)

天理市告示第434号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第13条第２項及び第３項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する。

平成24年11月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年11月27日
 - 3 移動対象区域
天理市荒蒔町92番地１先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年11月27日から平成25年１月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前９時から午後６時まで
- (以下 略)

(平成24年11月27日揭示済)

天理市告示第435号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年９月天理市条例第30号）第13条第２項及び第３項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第１項の規定により告示する。

平成24年11月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年11月27日
- 3 移動対象区域
天理市柳本町861番地３先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成24年11月27日から平成25年1月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2）返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成24年11月28日揭示済）

天理市告示第436号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年11月28日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年11月28日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

（1）返還期間

平成24年11月28日から平成25年1月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2）返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成24年11月29日揭示済）

天理市告示第437号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年11月29日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年11月29日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

（1）返還期間

平成24年11月29日から平成25年1月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2）返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成24年11月30日揭示済）

天理市告示第438号

平成24年第4回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年11月30日

天理市長 南 佳 策

記

1 期 日 平成24年12月7日

2 場 所 天理市役所議場

(平成24年11月30日揭示済)

天理市告示第439号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年11月30日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年11月30日揭示済)

天理市告示第440号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年11月30日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年11月30日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年11月30日から平成25年1月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

(平成24年12月3日揭示済)

天理市告示第441号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年12月3日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年12月3日揭示済)

天理市告示第442号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項

の規定により告示する。

平成24年12月3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年12月3日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年12月3日から平成25年1月31日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成24年12月4日揭示済）

天理市告示第443号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年12月4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年12月4日
 - 3 移動対象区域
天理市成願寺町408番地6先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年12月4日から平成25年2月1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成24年12月4日揭示済）

天理市告示第444号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年12月4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年12月4日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成24年12月4日から平成25年2月1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2）返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成24年12月5日揭示済）

天理市告示第445号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年12月5日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年12月5日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

（1）返還期間

平成24年12月5日から平成25年2月2日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2）返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成24年12月5日揭示済）

天理市告示第446号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年12月5日

天理市長 南 佳 策

1 撤去理由

自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。

2 移動日

平成24年11月30日

3 返還期間及び返還時間

（1）返還期間

平成24年12月5日から平成25年6月4日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2）返還時間

午前9時から午後6時まで

4 返還時に必要なもの

（1）印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

（2）延滞期間に応じた駐車料金

7 連絡先

ミディ総合管理(株) 電話 06 - 4399 - 8088

天理市総務部地域安全課 電話 0743 - 63 - 1001

公 告

（平成24年11月20日揭示済）

天理市公告45号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成24年12月10日 月曜日

天理市公報

平成24年11月20日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成24年11月30日揭示済)

天理市公告46号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた天理農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月30日

天理市長 南 佳 策

- 1、変更後の農業振興地域整備計画書の写しの縦覧場所
天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

教育委員会

(平成24年11月29日揭示済)

天教告示第13号

平成24年12月6日午前9時30分から12月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成24年11月29日

天理市教育委員会
委員長 藤 田 多 枝

農業委員会

(平成24年11月22日揭示済)

天農委告示第12号

平成24年12月4日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成24年11月22日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

- 議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について
議案第2号 農地法第5条に関する許可申請について
議案第3号 その他

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
市街化区域の専決処分について（報告）

選挙管理委員会

(平成24年11月6日揭示済)

天選告示第9号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成24年12月3日から同月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成24年11月6日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

縦覧場所 天理市川原城町605番地
天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成24年11月22日揭示済)

天選告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成24年12月

4日の1日間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事館の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、経由領事館の名称及び生年月日）を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成24年11月22日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖 介

縦覧場所 天理市川原城町605番地
天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

（平成24年11月22日揭示済）

天選告示第11号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙につき、在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所は、次の場所に設ける。

平成24年11月22日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖 介

在外選挙人が期日前投票を行う 期日前投票所名	在外選挙人が期日前投票を行う 期日前投票所の場所
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所 1階 131会議室

（平成24年11月30日揭示済）

天選告示第12号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により設置したポスター掲示場は、次のとおりである。

平成24年11月30日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖 介

別紙のとおり 略

（平成24年12月2日揭示済）

天選告示第13号

平成24年12月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成24年12月2日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖 介

50分の1の数 1,061人
6分の1の数 8,840人
3分の1の数 17,679人

（平成24年12月3日揭示済）

天選告示第14号

平成24年12月3日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1

項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成24年12月3日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

50分の1の数 1,062人
6分の1の数 8,848人
3分の1の数 17,679人

（平成24年12月4日揭示済）

天選告示第15号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査 における本市の各投票区の投票場所は、次の
場所に設ける。
平成24年12月4日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

（平成24年12月4日揭示済）

天選告示第16号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査 につき、期日前の投票所の場所を次のように
定める。
平成24年12月4日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

期日前投票所名	期日前投票所の場所
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所1階 131会議室

（平成24年12月4日揭示済）

天選告示第17号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査 につき、本市開票区の開票は、次の場所及び
日時に行う。
平成24年12月4日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市丹波市町180番地 天理市丹波市小学校体育館
- 2 日時 平成24年12月16日 午後9時20分から

（平成24年12月4日揭示済）

天選告示第18号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、本市の各投票所内における候補者の
氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行
う。
平成24年12月4日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市役所5階 533B会議室
- 2 日時 平成24年12月4日 午後5時15分

（平成24年12月4日揭示済）

天選告示第19号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、本市の各投票所内における候補者の氏名

及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。
平成24年12月4日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖 介

- 1 小選挙区選出議員に係るくじ
場所 天理市役所 地下 B 30会議室
日時 平成24年12月13日 午後5時15分
- 2 比例代表選出議員に係るくじ
場所 天理市役所 地下 B 30会議室
日時 平成24年12月13日 午後5時25分

(平成24年12月4日揭示済)

天選告示第20号

平成24年12月16日執行の 衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査 につき、本市における開票管理者及びその
職務を代理すべき者を次のように選任した。
平成24年12月4日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖 介

開票管理者		開票管理者の職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
天理市櫛本町1504番地	堀内 靖介	天理市櫛本町2929番地19	岡本 匡史

(平成24年12月4日揭示済)

天選告示第21号

平成24年12月16日執行の 衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査 につき、本市における各投票区の投票所の
投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。
平成24年12月4日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖 介

別紙のとおり 略

(平成24年12月4日揭示済)

天選告示第22号

平成24年12月16日執行の 衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査 における天理市役所期日前投票所の投票管
理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。
平成24年12月4日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖 介

別紙のとおり 略